

1. 「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」をお送りしました

- 9月上旬、「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を、対象者となる被保険者・被扶養者の皆さまのご自宅宛にお送りしました。
- この「お知らせ」は、昨年12月または今年1月に新薬を処方された被保険者・被扶養者の中から、新薬をジェネリック医薬品に変更した場合に「窓口での自己負担金額が500円以上削減可能となる方」を対象に、「該当するジェネリック医薬品の種類と窓口自己負担の削減可能金額」の一例をご案内するものです。
- ぜひとも、ジェネリック医薬品に対するご理解を深めていただき、医師・薬剤師にこの「お知らせ」をお持ちいただく等して、その使用につき相談いただきますようお願いいたします。

2. 被扶養者の認定状況の確認(検認)を行います

「検認」は適正な保険診療を受けていただくために、現在被扶養者(ご家族)となっている方が、引き続き被扶養者の資格があるかどうかの確認をするものです(毎年実施することが義務づけられています)。事業主ならびに被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【**検認の対象となる方**】 以下に掲げる方以外の被扶養者

- 事業所にご勤務の方：令和元年の収入が103万円以下の被扶養者
- 特例退職被保険者・任意継続被保険者の方：65歳以上の配偶者
- 令和元年8月1日～令和2年7月31日の間に新規に被扶養者として認定された方
- 18歳未満の被扶養者

【**確認方法**】

11月初旬に「被扶養者再認定申請書兼喪失届」を事業所に勤務されている方には事業所宛に、特例退職被保険者・任意継続被保険者の方にはご自宅へ送付いたします(対象者のいない事業所、部店には送付いたしません)。記載されている必要書類を添えて健保組合へ提出してください。なお、就職・収入限度超等ですでに扶養対象外になっている場合は、速やかに「被扶養者喪失届」(書式2-4)に「保険証」を添えて健保組合へ提出してください。

3. 令和2年度の特定健診・特定保健指導をまだ受診されていない方へ

- 一般被扶養者、特例退職被保険者・被扶養者の方で、今年度40歳以上の特定健診対象者の方につきましては、今年4月に「特定健診受診券」をお送りしていますが、特定健診を受診されていない方は、地域における新型コロナウイルス感染症の状況や各健診機関における感染防止対策の内容をご確認のうえ、受診いただきますようお願いいたします。受診にあたっての手続きなど、詳細につきましては特定健診受診券とともにお送りしました「特定健診受診のご案内」をご覧ください。

※今年度75歳になられる方とその被扶養者の方は、年度中に資格を喪失されることから「受診券」をお送りしておりませんので、ご希望の方は健保組合にお申し出ください。

※事業所に勤務されている一般被保険者の方は、事業所で実施する壮年健診の受診結果をもって特定健診の受診結果に代替しますので、特定健診単独での受診は不要です。

- 上記特定健診受診の結果、特定保健指導の対象となった被保険者・被扶養者の方につきましては、「特定保健指導ご利用のご案内」とともに「特定保健指導利用券」をお送りしました。特定保健指導ご利用の詳細につきましては、お送りしました「特定保健指導ご利用のご案内」をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症による受診制限等に関する最新情報は、健康保険組合ホームページの「健保からのお知らせ」をご覧ください。

4. インフルエンザ予防接種に係る補助金の申請について

「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書」(様式13-5)の提出にあたっては、以下の点にご留意ください。

- 領収書は「写」(コピー)を提出してください。**
(領収書「原本」は「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」の申告に必要ですので、ご自身で保管してください。なお、領収書「原本」を送付された場合、原則領収書の返却はできませんのでご注意ください。)
・領収書には、「接種した被保険者(または被扶養者)の氏名」「接種年月日」「インフルエンザ予防接種代」「医療機関名および領収印(判)」の記載が必要です。
・2回分の接種を合算した領収書が発行された場合は、1回分の領収書に変更してもらうか、1回目・2回目の明細を記入してもらうてください。
- 接種者各人につき、接種費用のうち自己負担額1,000円を控除した金額を健保組合が補助します。
- 1回分の接種が補助の対象となります(2回分割接種の場合も、1回分のみが補助対象となります)。
- 接種者全員分の領収書「写」(コピー)を、領収書添付台紙(書式13-5-1)に貼り付け提出してください。
- 補助金の支給申請は毎月20日締切り、支給は翌々月の20日(銀行休業日の場合は翌営業日)に被保険者の指定口座にお振込みします。ただし、11月・12月・1月は申請が集中することから、支給が1カ月程遅れることがあります。

5. 「武蔵野運動場」売却方針決議のお知らせ

- 当健康保険組合が保有している武蔵野運動場について、財政健全化ならびに保健事業の効率的運用など総合的な判断により、売却する方針を組合会で決議しました。運動場施設存続を前提に、三菱UFJ銀行を売却候補先として検討を進めています。売却金額・時期等の条件を次回組合会で審議決定した後、あらためてご案内いたします。